

## 関税暫定措置法基本通達改正

新	旧
<p>第12の2節 メキシコ税率又はマレーシア税率の適用を受ける物品に対する関税割当制度の適用等 <u>(メキシコ協定に基づく関税割当制度等の適用の停止)</u> 8の6 2 法第8条の6第4項((メキシコ協定に基づく関税割当制度等の適用の停止))の規定による 関税の譲許の適用については、前記8の4 1(特定特恵鉱工業產品等に係る限度額等の管理等) のなお書及び8の4-2(特恵関税の適用停止の際の取扱い)の(4)の規定を準用する。この場合 において、「特恵関税」とあるのは「メキシコ税率」と、「特恵対象物品」とあるのは「メキシコ 協定附属書1の日本国表において関税の譲許が一定の額を限度として定められている物品」と、 「法第8条の4第1項」とあるのは「法第8条の6第4項」と、「原産地証明書等」とあるのは「メ キシコ協定原産地証明書等」と読み替えるものとする。</p>	<p>第12の2節 メキシコ税率の適用を受ける物品に対する関税割当制度の適用等 <u>(更正等が行われた場合のメキシコ税率の適用等)</u> 8の6 2 法第8条の6第4項((メキシコ協定に基づく関税割当制度等の適用の停止))の規定による 関税の譲許の適用については、前記8の4 1(特定特恵鉱工業產品等に係る限度額等の管理等) のなお書及び8の4-2(特恵関税の適用停止の際の取扱い)の(4)の規定を準用する。この場合において 、「特恵関税」とあるのは「メキシコ税率」と、「特恵対象物品」とあるのは「メキシコ協定附属 書1の日本国表において関税の譲許が一定の額を限度として定められている物品」と、「法第8条 の4第1項」とあるのは「法第8条の6第4項」と、「原産地証明書等」とあるのは「メキシコ協定 原産地証明書等」と読み替えるものとする。</p>

## 関税暫定措置法基本通達改正

新	旧
<p>(マレーシア協定に基づく関税割当制度の適用)</p> <p><u>8の8 1 法第8条の8((マレーシア協定に基づく関税割当制度))の規定による関税割当制度の適用</u>  <u>については、定率法基本通達9の2 1(関税割当制度の適用を受ける輸入貨物の取扱い)から9の2</u>  <u>4(関税割当証明書の提出猶予された貨物の輸入手続)までの規定を準用する。この場合において、</u>  <u>「関税割当制度に関する政令(昭和36年政令第153号。以下、この節において「割当政令」という。)</u>  <u>第3条第1項((証明書の提出))とあるのは「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府と</u>  <u>の間の協定に基づく関税割当制度に関する政令(平成18年政令第195号。以下この節において「マ</u>  <u>レーシア協定割当政令」という。)第2条第1項((関税割当証明書の提出))と、「割当政令」とある  <u>のは「マレーシア協定割当政令」と、「第2条第3項((証明書の発給))」とあるのは「第1条第5項</u>  <u>((関税割当証明書の発給))」と、「暫定法別表第一に規定する一定の数量を限度として定められてい</u>  <u>る税率」とあるのは「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定附属書1の日</u>  <u>本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品の当該譲許の便益」と、  <u>「第3条第2項((輸入申告者))」とあるのは「第2条第2項((輸入申告者))」と、「第2条第4項((証</u>  <u>明書の有効期間))」とあるのは「第1条第6項((関税割当証明書の有効期間))」と、「関税割当貨物</u>  <u>証明書第 号」とあるのは「マレーシア協定関税割当貨物関税割当証明書第 号」と、「第3</u>  <u>条第1項ただし書((証明書の提出の猶予))」とあるのは「第2条第1項ただし書((関税割当証明書の</u>  <u>提出の猶予))」と、「関税割当証明書提出猶予申請書」(T 1000)とあるのは「マレーシア協定關</u>  <u>稅割當證明書提出猶予申請書」(T 1000 3)と、「第3条第1項ただし書」とあるのは「第2条第</u>  <u>1項ただし書」と読み替えるものとする。</u></u></u></p>	<p>(新規)</p>